

平成27年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成27年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	6	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		7
			総務課	8
			営繕課	10
			関西本部	11
	人権局 人権・同和対策課	12		
4 歳入歳出事項別明細書		14		
5 節の明細		18		
6 債務負担行為に関する調書	情報政策課	19		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	20
第7号	鳥取県行政組織条例の一部改正について	行財政改革局 業務効率推進課	22

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	総務課	28
第2号	平成26年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	税務課ほか	29
第8号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県税条例の一部改正について (平成27年5月12日専決)	税務課	30

平成27年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 地方交付税	137,200,000	1,384,000	138,584,000
7 分担金及び負担金	445,699	61,133	506,832
9 国庫支出金	39,561,646	6,708,727	46,270,373
10 財産収入	1,287,790	267	1,288,057
11 寄附金	401,000	20,000	421,000
12 繰入金	15,572,187	2,385,862	17,958,049
13 繰越金	100,000	3,369,128	3,469,128
14 諸収入	12,898,178	40,125	12,938,303
15 県債	38,672,000	5,564,000	44,236,000
歳入合計	333,569,000	19,533,242	353,102,242

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,360,297	396,592	26,756,889	87,755	154,000	23,565	131,272
3 民生費	41,946,739	2,960,567	44,907,306	275,936		2,205,255	479,376
4 衛生費	13,485,721	369,442	13,855,163	162,293		101,428	105,721
5 労働費	2,488,584	678,115	3,166,699	254,928	30,000	72,591	320,596
6 農林水産業費	23,098,004	529,298	23,627,302	159,279	126,000	32,071	211,948
7 商工費	10,771,243	2,428,343	13,199,586	279,099		9,438	2,139,806
8 土木費	36,676,264	11,908,981	48,585,245	5,485,865	4,221,000	60,653	2,141,463
10 教育費	73,096,739	261,904	73,358,643	3,572	155,000	2,386	100,946
歳出合計	333,569,000	19,533,242	353,102,242	6,708,727	4,686,000	2,507,387	5,631,128

歳入

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 地方交付税	137,200,000	1,384,000	138,584,000	1 普通交付税	1,384,000	
計	137,200,000	1,384,000	138,584,000			

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	56,644	△ 7,621	49,023	1 農地費分担金	△ 7,621	土地改良費分担金 △ 8,576 農地防災事業費分担金 955
計	90,864	△ 7,621	83,243			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	137,686	12,844	150,530	1 農地費負担金	△ 722	土地改良費負担金 △ 8,659 農地防災事業費負担金 7,937
				2 林業費負担金	10,280	林道費負担金
				3 水産業費負担金	3,286	漁港建設費負担金
4 土木費負担金	200,382	55,910	256,292	2 河川海岸費負担金	65,915	砂防費負担金
				3 港湾費負担金	△ 675	港湾建設費負担金
				4 都市計画費負担金	△ 9,330	街路事業費負担金
				計	354,835	68,754

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円		
				区分	金額 千円			
2 総務費国庫補助金	1,467,778	85,255	1,553,033	1 総務管理費補助金	21,795	財産管理費補助金 11,895 県外事務所費補助金 9,900		
				2 企画費補助金	20,318	交通対策補助金		
				5 市町村振興費補助金	43,142	自治振興費補助金		
3 民生費国庫補助金	1,154,821	275,936	1,430,757	1 社会福祉費補助金	153,924	社会福祉総務費補助金 △ 1,592 老人福祉費補助金 106,963 消費者支援対策費補助金 13,286 障がい者自立支援事業費補助金 35,267		
				2 児童福祉費補助金	122,012	児童福祉総務費補助金		
				4 衛生費国庫補助金	1,416,228	132,293	1,548,521	1 公衆衛生費補助金 △ 6,184 精神衛生費補助金 2 環境衛生費補助金 133,847 環境保全費補助金 3 医薬費補助金 4,630 医務費補助金
				5 労働費国庫補助金	664,867	70,851	735,718	1 労政費補助金 31,250 労政総務費補助金 2 職業訓練費補助金 39,601 職業訓練総務費補助金 5,530 職業訓練校費補助金 34,071

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明		
				区 分	金額 千円			
6 農 林 水 産 業 費 国 庫 補 助 金	6,561,677	159,279	6,720,956	1 農 業 費 補 助 金	81,040	農業総務費補助金 19,342		
							農作物対策費補助金 61,698	
					2 畜 産 業 費 補 助 金	77,075	畜産振興費補助金	
						3 農 地 費 補 助 金	△ 123,640	土地改良費補助金 △ 164,925
								農地防災事業費補助金 41,285
				4 林 業 費 補 助 金	43,523	林業振興費補助金 19,941		
							造林費補助金 △ 59,411	
							林道費補助金 △ 42,475	
				5 水 産 業 費 補 助 金	81,281	漁港建設費補助金 125,468		
							水産基盤整備事業費補助金 1,550	
7 商 工 費 国 庫 補 助 金	30,629	279,099	309,728	1 観 光 費 補 助 金	181,102	観光費補助金		
				2 商 業 費 補 助 金	7,888	商業振興費補助金		
				3 工 鉱 業 費 補 助 金	90,109	工鉱業総務費補助金 9,000		
		中小企業振興費補助金 81,109						
8 土 木 費 国 庫 補 助 金	9,532,975	5,485,865	15,018,840	1 土 木 管 理 費 補 助 金	3,130	土木総務費補助金		
				2 道 路 橋 り ょ う 費 補 助 金	4,530,871	道路橋りょう総務費補助金 4,693		
								道路橋りょう維持費補助金 3,698,945
								道路橋りょう新設改良費補助金 827,233
				3 河 川 海 岸 費 補 助 金	1,000,290	河川総務費補助金 18,000		
								河川改良費補助金 437,640
								砂防費補助金 544,650
				4 港 湾 費 補 助 金	37,674	港湾建設費補助金 △ 14,666		
								空港費補助金 52,340
				5 都 市 計 画 費 補 助 金	△ 86,100	街路事業費補助金		
10 教 育 費 国 庫 補 助 金	635,070	3,572	638,642	1 教 育 総 務 費 補 助 金	279	教育振興費補助金		
				6 社 会 教 育 費 補 助 金	3,293	文化財保護費補助金		
計	24,442,243	6,492,150	30,934,393					

3項委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総 務 費 委 託 金	441,777	2,500	444,277	3 防 災 費 委 託 金	2,500	消防連絡調整費委託金
3 衛 生 費 委 託 金	199,778	30,000	229,778	2 環 境 衛 生 費 委 託 金	30,000	環境保全費委託金
4 労 働 費 委 託 金	302,193	184,077	486,270	1 労 政 費 委 託 金	184,077	労政総務費委託金
計	1,110,570	216,577	1,327,147			

10款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 利子及び配当金	325,873	267	326,140	1 利子及び配当金	267	
計	515,912	267	516,179			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 労働費寄附金	0	20,000	20,000	1 労政費寄附金	20,000	労政総務費寄附金
計	401,000	20,000	421,000			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 産業廃棄物適正処理基金繰入金	4,813	101,428	106,241	1 産業廃棄物適正処理基金繰入金	101,428	環境保全費充当
8 森林環境保全基金繰入金	150,812	24,884	175,696	1 森林環境保全基金繰入金	24,884	造林費充当
10 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	468,800	55,478	524,278	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	55,478	労政総務費充当 48,248 社会福祉総務費充当 7,230
11 安心こども基金繰入金	105,591	13,236	118,827	1 安心こども基金繰入金	13,236	児童福祉総務費充当
18 とっとり支え愛基金繰入金	612,686	33,272	645,958	1 とっとり支え愛基金繰入金	33,272	老人福祉費充当 18,427 障がい者自立支援事業費充当 12,465 特別支援学校費充当 2,380
20 農業構造改革支援基金繰入金	353,668	479	354,147	1 農業構造改革支援基金繰入金	479	農地調整費充当
21 地域医療介護総合確保基金繰入金	856,723	186,349	1,043,072	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	186,349	社会福祉総務費充当 15,362 老人福祉費充当 162,990 児童福祉総務費充当 5,996 障がい者自立支援事業費充当 2,001
24 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	0	1,966,483	1,966,483	1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	1,966,483	社会福祉総務費充当
25 未来人材育成基金繰入金	0	4,253	4,253	1 未来人材育成基金繰入金	4,253	労政総務費充当
計	15,500,224	2,385,862	17,886,086			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	100,000	3,369,128	3,469,128	1 前年度繰越金	3,369,128	
計	100,000	3,369,128	3,469,128			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
20 森林総合研究所受託事業収入	3,283	1,161	4,444	1 森林総合研究所受託事業収入	1,161	
31 全国農業協同組合連合会受託事業収入	0	324	324	1 全国農業協同組合連合会受託事業収入	324	
計	6,327,973	1,485	6,329,458			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑 入	1,597,038	38,640	1,635,678	1 雑 入	38,640	
計	1,904,751	38,640	1,943,391			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総 務 債	479,000	154,000	633,000	1 総 務 管 理 債	16,000	財産管理費充当
				2 企 画 債	125,000	スポーツ振興費充当
				3 防 災 債	13,000	消防学校費充当
4 農 林 水 産 業 債	1,324,000	126,000	1,450,000	2 農 地 債	5,000	土地改良費充当 △ 16,000 農地防災事業費充当 21,000
				3 林 業 債	90,000	造林費充当 △ 6,000 林道費充当 △ 8,000 治山費充当 104,000
				4 水 産 業 債	31,000	漁港建設費充当 29,000 水産基盤整備事業費充当 2,000
6 普 通 土 木 債	8,128,000	2,868,000	10,996,000	1 道 路 橋 り ょ う 債	1,634,000	道路橋りょう維持費充当 1,010,000 道路橋りょう新設改良費充当 624,000
				2 河 川 海 岸 債	1,238,000	河川総務費充当 15,000 河川改良費充当 419,000 砂防費充当 804,000
				4 都 市 計 画 債	△ 25,000	街路事業費充当
				6 土 木 管 理 債	21,000	土木総務費充当
8 教 育 債	3,128,000	155,000	3,283,000	2 特 別 支 援 学 校 債	146,000	特別支援学校費充当
				4 社 会 教 育 債	9,000	博物館費充当
10 直 轄 事 業 債	3,727,000	1,353,000	5,080,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	1,254,000	直轄道路事業費充当
				2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	99,000	直轄河川事業費充当 34,000 直轄海岸保全事業費充当 21,000 直轄砂防事業費充当 44,000
12 臨 時 財 政 対 策 債	19,100,000	878,000	19,978,000	1 臨 時 財 政 対 策 債	878,000	
13 労 働 債	0	30,000	30,000	1 職 業 訓 練 債	30,000	職業訓練校費充当
計	38,672,000	5,564,000	44,236,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)	
補正後	長等	2		23,952	7,988 2.76			33,426	5,542	70,908	
	議員	35	316,576		104,305 2.76			420,881		420,881	
	その他の特別職	8,449	3,932,754	6,420	2,142 2.76		58	3,941,374	464,599	4,405,973	
	計	8,486	4,249,330	30,372	114,435		33,484	4,427,621	470,141	4,897,762	
補正前	長等	2		23,952	7,988 2.76			33,426	5,542	70,908	
	議員	35	316,576		104,305 2.76			420,881		420,881	
	その他の特別職	8,309	3,908,928	6,420	2,142 2.76		58	3,917,548	461,447	4,378,995	
	計	8,346	4,225,504	30,372	114,435		33,484	4,403,795	466,989	4,870,784	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	140	23,826						3,152	26,978	
	計	140	23,826						3,152	26,978	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
総務課	3,621,933	13,520	3,635,453		16,000		△ 2,480	
営繕課	438,952	11,895	450,847	11,895				
関西本部	96,691	9,900	106,591	9,900				
人権局 人権・同和対策課	452,800	2,018	454,818			218	1,800	
合計	94,786,139	37,333	94,823,472	21,795	16,000	218	△ 680	

<説明>

組織改正に伴う職員人件費(△4,862千円)、(新)県庁議会棟別館バリアフリー改修事業(18,382千円)、(新)建築の魅力発信・地域の建物づくりを支える人材育成支援事業(11,895千円)、(新)関西食のプロが認める「食のみやこ鳥取県」定着促進事業(9,900千円)、(新)カラーユニバーサルデザイン推進事業(1,800千円)、(新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業(218千円)の実施に伴う補正

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課 (内線: 7012)

1目 一般管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,865,927	△4,862	2,861,065				△4,862	
<p>事業内容の説明</p> <p>7月組織改正に伴う職員人件費の補正 △1名分</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課(内線:7771)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県庁議会棟別館バリアフリー改修事業	0	18,382	18,382		<11,200> 16,000		2,382	県費負担額 13,582
トータルコスト	0	19,159	19,159	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県庁議会棟別館に多目的トイレ及びハートフル駐車場を整備し、来庁者の利便性向上を図る。</p> <p>2 主な事業</p> <p>(1) 多目的トイレ整備 議会棟別館1階に多目的トイレを整備する。</p> <p>(2) ハートフル駐車場整備 議会棟別館東側敷地にハートフル駐車場を整備する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 県庁の本庁舎等には多目的トイレの設置は進んでいるが、議会棟別館1階については、多目的トイレの整備ができていない。</p> <p>(2) 議会棟別館近くにはハートフル駐車場がなく、来庁者の乗降に不便な状況となっているので、これを改善する。</p>								

(注) 起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

営繕課 (内線: 7779)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 建築の魅力発信・地域の建物づくりを支える人材育成支援事業	0	11,895	11,895	11,895				
トータルコスト	0	13,448	13,448	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」充当事業

1 事業の目的・概要

建設産業においては、若者の新規入職者の減少や離職者の増加、就業者の高齢化に伴い、技能承継や将来的な存続に対する課題を抱えており、建設業者(建築系)等が取り組む若者の就業促進や技術者の養成など、将来の建物づくりを支える人材育成を支援する。

本事業は、県土整備部が実施する「建設技術者・技能者の確保・育成事業」に準じた内容としており、県土整備部と連携して実施する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業区分	事業概要	予算額
インターンシップ受入れ支援事業	若者と県内建設業(建築系)のマッチングによる建設業への就業促進、雇用のミスマッチ防止を図るため、高校生のインターンシップ研修を受け入れる建設業者に対して研修経費の一部を助成する。	1,843
新規入職者育成支援事業	県内建設業(建築系)の若者就業者の離職率の低減、熟練技術者からの技能継承を図るため、新規若手就業者に対する職場内研修を実施する建設業者に研修経費の一部を助成する。	7,652
資格取得支援事業	県内建設業者(建築系)の建築・設備関係技術者の養成、企業の技術力向上を図るため、建設業者の若手技術者が、1級建築士・建築施工管理者・電気工事施工管理者・官工事施工管理者、建築設備士等の高度な専門資格を取得するために民間の資格取得講座の受講に要する経費の一部を助成する。(建設業者経由)	2,400
合計		11,895

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-1988）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 関西食のプロが認める「食のみやこ鳥取県」定着促進事業	0	9,900	9,900	9,900				
トータルコスト	0	9,900	9,900	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務、食材供給体制構築、連絡調整等				

工程表の政策目標(指標) 「食のみやこ鳥取県」の情報発信、販路開拓
 事業内容の説明 「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」充当事業

1 事業の目的・概要

鳥取県に近い大消費地である関西圏において、著名な食のプロデューサー及びそのプロデューサーが選考した有名料理人(以下「プロデューサー等」という。)並びに県産食材の取材実績がある食通雑誌社と連携し、「食のみやこ鳥取県」の認知度向上、県産食材のブランド化・定番化の推進及び販路開拓・消費拡大を図る。

2 主な事業内容

区分	事業内容
【ステップ1】 県産食材試食勉強会	プロデューサー等を対象に県産食材の試食勉強会を開催し、県産食材を吟味、厳選する。
【ステップ2】 県産食材の生産現場の視察等	プロデューサー等がステップ1により厳選した県産食材の生産現場を視察するとともに、生産者等との交流を行う。
【ステップ3】 創作メニューのPR	高級料理店(2店舗)で厳選された県産食材を使った創作メニューの食事会を開催し、県産食材をPRする。
【ステップ4】 創作メニューのテスト販売	高級料理店(2店舗)で創作メニューのテスト販売を約1ヶ月間行う。
県産食材の生産現場・PRイベント等の情報発信	ステップ2からステップ4までを食通雑誌社の記事掲載で情報発信する。

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 県産品の販路開拓・消費拡大を図るため、旬の時期に百貨店・量販店等でPRイベントに取り組んでいるところである。
- (2) 県産食材のブランド化を図るためには、関西の食プロの協力を得て、さらなる魅力を打ち出し、積極的に情報発信していく必要がある。
- (3) このような状況の中で、鳥取県(関西本部)と縁が深く、県産食材の取材実績のある食通雑誌社の編集顧問である、関西圏の食の業界において著名な食プロデューサーと連携を図り、素材にこだわった高級料理店での県産食材のPRにより、ブランド化・定番化を進める。
 ※この食プロデューサーは、平成29年春運行予定の寝台特急「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」(京阪神～山陽・山陰)で提供される食事のプロデュースも手がけることとなっていることから、このようなこととも連携し、関西圏への情報発信を強化する。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7121）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)カラーユニバーサルデザイン推進事業	0	1,800	1,800				1,800	
トータルコスト	0	3,353	3,353	(補正に係る主な業務内容)				施設調査に係る委託事務、研修会の開催
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>一般色覚者と異なる色覚を有する色弱者にも、正確な情報が伝わるように配慮するカラーユニバーサルデザイン（以下、「カラーUD」という。）の考え方を普及啓発するため、県立施設・交通機関等の案内板・サインなどの色づかいやデザインについての調査を行い、調査結果をもとに現状と改善方法についての研修会を開催する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラーUDの普及活動を行っているNPO法人に委託して実施する。 ・観光地、集客施設等の主な県有施設等について色弱当事者の意見等を聞きながら予備調査（10ヶ所程度）を行い、特に、緊急度及び重要度の高い施設（3ヶ所程度）について詳細な調査を行って、改善点等を報告書にまとめる。 ・また、調査の実施と平行して、可能なものについては早急な対応を行うよう施設管理者に働きかける。 <p>(2) 研修会の開催</p> <p>県立施設、市町村施設等の管理者に対する研修会を開催し、調査結果を報告するとともに、改善方法についての研修会を行い、施設内の色づかいについての配慮を促す。</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>平成26年度からは、カラーUDの基本的な考え方を啓発するため、一般県民及び行政職員を対象に講演会を開催した。また、ポスター、チラシ等の広報物を作成する際のガイドブックを作成し、学校、公共機関、企業等に送付し、普及啓発に努めた。</p> <p>今年度は、専門家によるセミナーや教職員研修等を実施する。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7590）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	218	218			(雑入) 218		
トータルコスト	0	218	218	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金支払い、精算事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に関しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰金が生じた場合には、その全額を返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して返納額の3分の2を交付することとしている。

平成26年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
平成26年度管理委託料余剰額 (A)	341千円	
複数年契約導入による請負差額等 (B)	15千円	図書ネットワーク使用料等
差引(基金造成補助事業) (C) = (A) - (B) × 2/3	218千円	(参考) 平成26年度管理委託料支払額 10,664千円

交付先：公益社団法人鳥取県人権文化センター（県立人権ひろば21の指名指定管理者）

基金を充当する事業：

- (1) 人権問題についての調査・研究やより有効な啓発手法等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテータ講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
				うち総務部			1項 総務管理費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	507,921		507,921	172,125		172,125	132,126		132,126
2 給 料	2,900,796	△ 5,548	2,895,248	1,473,960	△ 2,774	1,471,186	1,037,478	△ 2,774	1,034,704
3 職員手当等	4,800,703	△ 2,212	4,798,491	4,062,622	△ 1,106	4,061,516	3,839,426	△ 1,106	3,838,320
4 共 済 費	1,098,660	△ 1,964	1,096,696	549,452	△ 982	548,470	388,437	△ 982	387,455
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	21,787		21,787	21,787		21,787	21,787		21,787
7 賃 金	35,262		35,262	27,582		27,582	26,543		26,543
8 報 償 費	280,565	378	280,943	246,788		246,788	119,568		119,568
9 旅 費	244,053	487	244,540	107,030		107,030	97,363		97,363
費用弁償	26,384		26,384	5,544		5,544	4,901		4,901
普通旅費	175,762	27	175,789	92,819		92,819	84,218		84,218
特別旅費	41,907	460	42,367	8,667		8,667	8,244		8,244
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500	3,500		3,500
11 需 用 費	552,756	357	553,113	296,244		296,244	266,112		266,112
12 役 務 費	581,707	442	582,149	231,382		231,382	125,535		125,535
13 委 託 料	4,974,235	91,750	5,065,985	1,851,993	12,669	1,864,662	579,407	12,669	592,076
14 使用料及び賃借料	630,027	120	630,147	502,049		502,049	135,628		135,628
15 工 率 請 負 費	1,194,987	165,844	1,360,831	627,783	15,613	643,396	627,783	15,613	643,396
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	236,628		236,628	10,190		10,190	10,090		10,090
19 負担金、補助及び交付金	7,973,790	146,938	8,120,728	1,116,330	11,895	1,128,225	124,437	11,895	136,332
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	134,053		134,053	121,947		121,947	121,947		121,947
26 寄 付 金									
27 公 課 費	267		267						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,360,297	396,592	26,756,889	11,455,264	35,315	11,490,579	7,689,667	35,315	7,724,982
財 国庫支出金	1,909,555	87,755	1,997,310	28,690	21,795	50,485	11,935	21,795	33,730
源 地 方 債	479,000	154,000	633,000	353,000	16,000	369,000	353,000	16,000	369,000
内 そ の 他	2,621,759	23,565	2,645,324	1,466,048		1,466,048	1,433,845		1,433,845
記 一 般 財 源	21,349,983	131,272	21,481,255	9,607,526	△ 2,480	9,605,046	5,890,887	△ 2,480	5,888,407

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費								
	1目 一般管理費			7目 財産管理費			9目 県外事務所費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	14,039		14,039	12,935		12,935	26,635		26,635
2 給 料	1,037,478	△ 2,774	1,034,704						
3 職員手当等	1,501,476	△ 1,106	1,500,370						
4 共 済 費	366,519	△ 982	365,537	2,058		2,058	4,218		4,218
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賞 金									
8 報 償 費	181		181	100,027		100,027	4,310		4,310
9 旅 費	41,781		41,781	5,020		5,020	12,011		12,011
費用弁償	131		131	520		520	1,880		1,880
普通旅費	41,650		41,650	4,492		4,492	7,550		7,550
特別旅費				8		8	2,581		2,581
10 交 際 費	2,600		2,600				900		900
11 需 用 費	72,216		72,216	146,264		146,264	13,870		13,870
12 役 務 費	16,600		16,600	36,677		36,677	14,370		14,370
13 委 託 料	21,523		21,523	327,140	2,769	329,909	69,464	9,900	79,364
14 使用料及び賃借料	19,166		19,166	60,607		60,607	36,560		36,560
15 工事請負費				627,783	15,613	643,396			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	2,438		2,438	2,197		2,197	45		45
19 負担金、補助及び交付金	4,113		4,113	51,391	11,895	63,286	16,572		16,572
20 扶 助 費									
21 賞 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	3,100,130	△ 4,862	3,095,268	1,372,099	30,277	1,402,376	198,955	9,900	208,855
財 源 内 訳	国庫支出金			11,757	11,895	23,652		9,900	9,900
	地方債			352,000	16,000	368,000			
	その他	36,202		36,202	112,535	112,535	3,720		3,720
	一般財源	3,063,928	△ 4,862	3,059,066	895,807	2,382	898,189	195,235	195,235

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	3款 民生費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部				
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	399,004	695	399,699	11,933		11,933	11,933		11,933
2 給 料	1,553,580		1,553,580	44,388		44,388	44,388		44,388
3 職員手当等	887,228		887,228	22,644		22,644	22,644		22,644
4 共 済 費	588,627	305	588,932	17,095		17,095	17,095		17,095
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	2,169	1,891	4,060						
8 報 償 費	58,134	689	58,823	6,970	41	7,011	6,970	41	7,011
9 旅 費	65,797	2,347	68,144	7,444	18	7,462	7,444	18	7,462
費用弁償	9,652	239	9,891	1,333		1,333	1,333		1,333
普通旅費	37,846	401	38,247	1,913		1,913	1,913		1,913
特別旅費	18,299	1,707	20,006	4,198	18	4,216	4,198	18	4,216
10 交 際 費									
11 需 用 費	187,809	3,073	190,882	4,460		4,460	4,460		4,460
12 役 務 費	91,315	448	91,763	4,907		4,907	4,907		4,907
13 委 託 料	3,008,144	103,701	3,111,845	40,082	1,741	41,823	40,082	1,741	41,823
14 使用料及び賃借料	68,150	2,935	71,085	2,881		2,881	2,881		2,881
15 工事請負費	68,163	42,198	110,361						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	42,160	333	42,493						
19 負担金、補助及び交付金	32,871,795	647,619	33,519,414	288,196	218	288,414	288,196	218	288,414
20 扶 助 費	1,757,265		1,757,265	1,800		1,800	1,800		1,800
21 貸 付 金	38,302		38,302						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	12,996	1,973,713	1,986,709						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	243,333	180,620	423,953						
26 寄 付 金	1,250		1,250						
27 公 課 費	83		83						
28 繰 出 金	1,435		1,435						
予 備 費									
計	41,946,739	2,960,567	44,907,306	452,800	2,018	454,818	452,800	2,018	454,818
財 源 内 訳	国庫支出金	3,139,468	275,936	3,415,404	199,879		199,879		199,879
	地方債								
	その他	3,064,032	2,205,255	5,269,287	42	218	260	42	218
	一般財源	35,743,239	479,376	36,222,615	252,879	1,800	254,679	252,879	1,800

平成27年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	3款 民生費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	1項 社会福祉費			補正前	補正額	補正後
	1目 社会福祉総務費					
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	11,933		11,933	191,776		191,776
2 給 料	44,388		44,388	1,518,348	△ 2,774	1,515,574
3 職員手当等	22,644		22,644	4,085,266	△ 1,106	4,084,160
4 共 済 費	17,095		17,095	567,344	△ 982	566,362
5 災 害 補 償 費				500		500
6 恩給及び退職年金				21,787		21,787
7 賞 金				27,582		27,582
8 報 償 費	6,970	41	7,011	253,758	41	253,799
9 旅 費	7,444	18	7,462	118,300	18	118,318
費用弁償	1,333		1,333	8,113		8,113
普通旅費	1,913		1,913	97,322		97,322
特別旅費	4,198	18	4,216	12,865	18	12,883
10 交 際 費				3,500		3,500
11 需 用 費	4,460		4,460	302,338		302,338
12 役 務 費	4,907		4,907	238,219		238,219
13 委 託 料	40,082	1,741	41,823	1,912,772	14,410	1,927,182
14 使用料及び賃借料	2,881		2,881	588,574		588,574
15 工 事 請 負 費				627,783	15,613	643,396
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費				10,622		10,622
19 負担金、補助及び交付金	288,196	218	288,414	12,748,336	12,113	12,760,449
20 扶 助 費	1,800		1,800	1,800		1,800
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料				8,636,566		8,636,566
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				121,947		121,947
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金				62,657,021		62,657,021
予 備 費				150,000		150,000
計	452,800	2,018	454,818	94,786,139	37,333	94,823,472
財 国庫支出金	199,879		199,879	228,569	21,795	250,364
源 地 方 債				353,000	16,000	369,000
内 そ の 他	42	218	260	9,786,615	218	9,786,833
訳 一 般 財 源	252,879	1,800	254,679	84,417,955	△ 680	84,417,275

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
給料	一般職員
	△1人
2款 総務費	
1項 総務管理費	
7目 財産管理費	
負担金、補助 及び交付金	地域の建物づくりを支える人材育成支援事業補助金
	11,895
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金
	218

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳							
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	其 他	一 般 財 源					
平成27年度 鳥取情報ハイウェイ監視サーバ賃借料	千円 15,912		千円		千円 15,912	国庫支出金	千円	地方債	千円	その他	千円	一般財源	千円

条例名等

鳥取県税条例の一部改正について

提出理由

- 1 提出理由
控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。
- 2 概要
個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間に特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対してなされた寄附金を加える。
- 3 施行期日
施行期日は、公布日とする。

【参考】

＜控除対象寄附金の状況＞

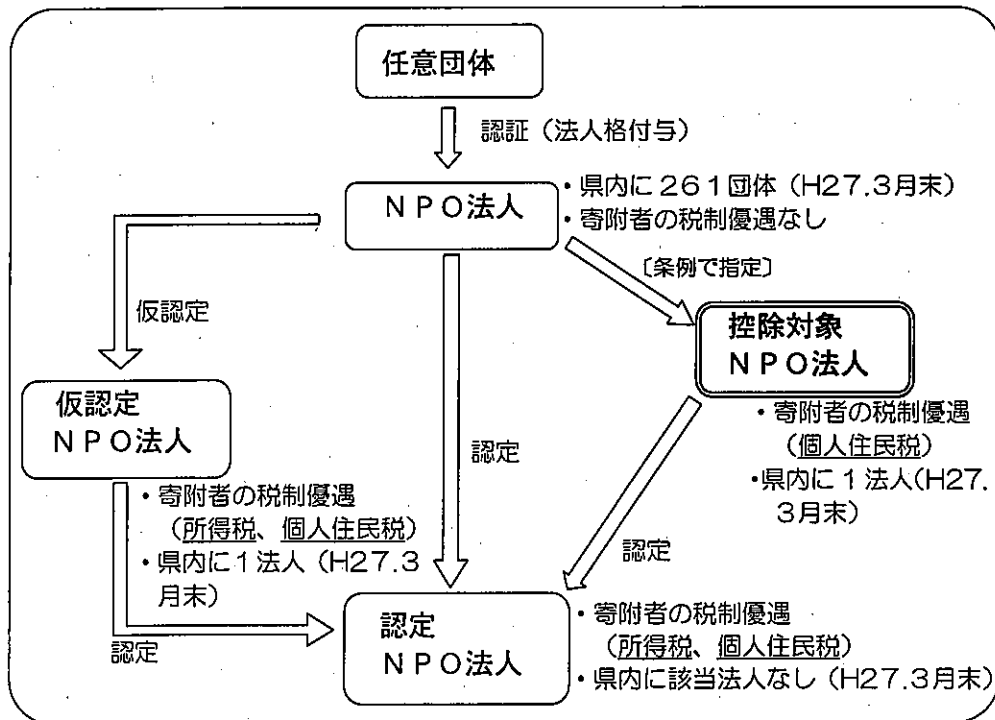
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況
1	都道府県、市町村（ふるさと寄附金）	○
2	共同募金会、日本赤十字社	○
3	特定公益増進法人 （独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等）	★
4	認定特定公益信託	★
5	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）	★
6	控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）	★ 今回追加指定

注) ○：全国一律に控除対象となるもの、★：条例指定により控除対象となるもの

＜今回指定する法人の概要＞

- ・名称 特定非営利活動法人倉吉鴨水館くらしおろすいかん
- ・主たる事務所の所在地 倉吉市下田中町801番地
- ・設立年月日 平成25年1月23日
- ・事業内容 大学進学に向けた学力向上のために必要な事業、大学進学にかかる模擬試験の実施又その受託事業、大学進学判定の基礎となる調査・研究の実施又は受託等

＜認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ＞



概要

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政組織条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をはじめとする地方創生の取組みを強力に推進するため、元気づくり総本部を設置するとともに関係部局を再編する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 未来づくり推進局及び文化観光スポーツ局を廃止し、元気づくり総本部及び観光交流局を設置する。</p> <p>(2) 元気づくり総本部は、未来づくり推進局の事務を所掌するほか、地域振興部から次の事務を移管する。 ア 中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項 イ 男女共同参画社会に関する事項 ウ 県東部圏域の活性化に関する事項</p> <p>(3) 地域振興部は、文化観光スポーツ局から次の事務を移管する。 ア 文化の振興に関する事項 イ スポーツに関する事項 (学校における体育に関する事項を除く。)</p> <p>(4) 観光交流局は、文化観光スポーツ局の事務のうち次に掲げるものを所掌する。 ア 観光の振興に関する事項 イ 国内交流及び国際交流の推進に関する事項</p> <p>(5) 福祉保健部の事務のうち少子化対策に関する事項は、元気づくり総本部との共管とする。</p> <p>3 施行期日 平成27年7月1日</p> <p>4 参考 <地方創生推進に向けた体制構築></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 地方創生を強力に推進するための体制の構築</p> <p>○総合戦略の策定をはじめとする地方創生の取組を強力に推進するため、「元気づくり総本部」を新設するとともに、関係部局を再編。</p> <p>⇒ 「元気づくり総本部」には、地方創生総合戦略策定等を担う「とっとり元気戦略課」、知事会や広域連合等、都道府県間の連携を推進する「広域連携課」等を置くほか、内局として「元気づくり推進局」及び「子育て王国推進局 (福祉保健部と共管)」を設置し、移住定住、少子化対策等をより機動的に展開。</p> <p>⇒ 地域振興部に文化政策課及びスポーツ課を移管するとともに、文化振興施策を統括する「文化振興監 (次長級の職)」を新たに配置。</p> <p>⇒ 「観光交流局」を設置し、観光振興等をより機動的に展開。</p> </div>

未来づくり推進局

- 企画課
- 広報課
- 県民課
- 鳥取力創造課

地域振興部

- 地域振興課
- とっとり暮らし支援課
- 交通政策課
- 教育・学術振興課
- 統計課
- 男女共同参画推進課
- **東部振興監**
- 東部振興課

文化観光スポーツ局

- 文化政策課
- 交流推進課
- 観光戦略課
- **〔スポーツ振興監〕**
- スポーツ課
- **まんが王国官房**

元気づくり総本部

- とっとり元気戦略課
- **広域連携課**
- 広報課
- 県民課

元気づくり推進局

- とっとり暮らし支援課
- **参画協働課**
- 男女共同参画推進課

東部振興監

- 東部振興課

子育て王国推進局

※福祉保健部と共管



地域振興部

- 地域振興課
- 交通政策課
- 教育・学術振興課
- 統計課

〔文化振興監〕 ※次長級の職

- 文化政策課
- **〔スポーツ振興監〕**
- スポーツ課

観光交流局

- 観光戦略課
- 交流推進課
- **まんが王国官房**

<商工労働部内の体制整備>

2 産業振興、雇用創出などの重要課題に対応するための体制整備

○地方創生に向け、「産業振興」、「雇用創出」、「産業人材の確保・育成」の取組を、より機動的かつ柔軟に推進するため、「雇用人材局」を設けるなど、商工労働部内の体制を整備。

⇒ 総室を課制に改めるとともに、雇用創出及び産業人材の確保・育成を強力に推進するため、「雇用人材局」を設置。

⇒ 産業振興や企業支援等の各施策を統括する「経済産業振興監（次長級の職）」を新たに配置。

商工労働部

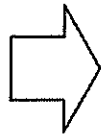
- 商工政策課
- 立地戦略課

- 経済産業総室
 - 産業振興室
 - [通商物流戦略監]
 - 通商物流室
 - 企業支援室

- 雇用人材総室
 - 労働政策室
 - 就業支援室

市場開拓局 ※農林水産部と共管

- 販路拡大・輸出促進課
- 食のみやこ推進課



商工労働部

- 商工政策課

[経済産業振興監] ※次長級の職

- 立地戦略課
- 産業振興課
- 企業支援課
- [通商物流戦略監]
- 通商物流課

雇用人材局

- 労働政策課
- 就業支援課

市場開拓局 ※農林水産部と共管

- 販路拡大・輸出促進課
- 食のみやこ推進課

<美術館整備に向けた体制整備>

3 美術館の整備に向けた検討を進めるための体制整備

○県立博物館の機能移転及び現有施設の改修等について、県民意識の醸成を図りつつ計画的に進めるため、博物館総務課に「美術館整備推進担当」を設置。

教育委員会

- 博物館
 - 総務課
 - 総務担当
 - 設備担当
 - 学芸課
 - 美術振興課

教育委員会

- 博物館
 - 総務課
 - 総務担当
 - 設備担当
 - 美術館整備推進担当
 - 学芸課
 - 美術振興課

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>元気づくり総本部</u></p> <p>危機管理局</p> <p>総務部</p> <p>地域振興部</p> <p><u>観光交流局</u></p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>(元気づくり総本部の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>元気づくり総本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方創生に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(7) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p> <p>(8) <u>少子化対策に関する事項（福祉保健部と共管）</u></p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村の振興に関する事項</p> <p>(2) <u>交通政策に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>未来づくり推進局</u></p> <p>危機管理局</p> <p>総務部</p> <p>地域振興部</p> <p><u>文化観光スポーツ局</u></p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>地域及び市町村の振興に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(4) <u>交通政策に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p>

<p>(5) <u>文化の振興に関する事項</u></p> <p>(6) <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p>(観光交流局の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>観光交流局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>少子化対策に関する事項（元気づくり総本部と共管）</u></p> <p>(7) <u>児童及びひとり親の福祉に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>統轄監は、前項の事務を処理するとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(6) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p> <p>(文化観光スポーツ局の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>文化観光スポーツ局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>文化の振興に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>児童・母子福祉及び少子化対策に関する事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>統轄監は、前項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3・4 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
(鳥取県情報公開条例の一部改正)
- 2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。
第27条中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。
(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正)
- 3 鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第8条中「文化観光スポーツ局」を「地域振興部」に改める。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 4 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
略	
鳥取県地域振興部 指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定 管理者の指定手続等に関する 条例（平成16年鳥取県条例第 67号）第5条、第6条第2項 及び第22条第3項に規定する 事項
鳥取県観光交流局 指定管理候補者審査委員会	
略	
略	指定管理者に管理を行わせて いる県立施設の管理運営状況 の評価に関する事項
鳥取県地域振興部 指定管理施設運営 評価委員会	
鳥取県観光交流局 指定管理施設運営 評価委員会	
略	

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
略	
鳥取県文化観光ス ポーツ局指定管理 候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定 管理者の指定手続等に関する 条例（平成16年鳥取県条例第 67号）第5条、第6条第2項 及び第22条第3項に規定する 事項
略	
略	
略	指定管理者に管理を行わせて いる県立施設の管理運営状況 の評価に関する事項
鳥取県文化観光ス ポーツ局指定管理 施設運営評価委員 会	
略	
略	

平成26年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国庫支出金	特定財源 地方債
2	総務費	県庁第二庁舎外壁 工事費	953,319,000	24,774,000		24,774,000	8,582,760	16,191,240	2,191,240		14,000,000	
	計		953,319,000	24,774,000		24,774,000	8,582,760	16,191,240	2,191,240		14,000,000	

平成26年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源				地方債
					円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	給与等管理費	58,215,000	6,048,000							6,048,000
		首都圏発!とっとり創生発信事業費	22,000,000	21,460,000		18,460,000					3,000,000
	2 企画費	統合宛名システム整備	91,620,000	80,199,400		57,800,000					22,399,400
鳥取観光Wi-Fi整備		20,502,000	20,502,000		10,502,000					10,000,000	
3 徴税費		番号制度導入に伴う税務電算システム改修事業費	13,041,000	12,738,600		8,492,000					4,246,600
		計	205,378,000	140,948,000	0	95,254,000	0	0	0	0	45,694,000

条 例 名 等	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県税条例の一部改正について (平成27年5月12日専決)
提 案 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 道路運送法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 自動車税の課税免除について定めた規定中、引用する道路運送法施行規則の条項及び用語を改める。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(参考) 道路運送法施行規則の一部改正の概要 「過疎地有償運送」の名称について、都市部等においても当該運送を必要とする地域がある実態を踏まえて「交通空白地有償運送」に改めるほか、自家用有償旅客運送の旅客の範囲を拡大することに伴って条項に移動が生じたもの。</p>

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域<u>その他の交通が著しく不便な地域</u>における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1項第2号</u>に規定する<u>公共交通空白地有償運送</u>を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該公共交通空白地有償運送の用に供するもの</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域<u>その他これに類する地域</u>における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第2号</u>に規定する過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該過疎地有償運送の用に供するもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

